

令和7年度 大田区 私立認可保育所の指導検査

保育内容編

大田区こども未来部保育サービス課指導検査担当

保育内容の主な項目

はじめに

保育の実施に関して留意すべき事項

令和7年度重点項目

- | | | | |
|----|------------------------|----|-----------------------------|
| 1 | 保育所保育に関する基本原則 | 16 | 衛生管理 |
| 2 | 人権の尊重 | | 衛生管理（検便） |
| 3 | 養護に関する基本的事項 | | 衛生管理（調理従事者の健康チェック及び調理室等の点検） |
| 4 | 全体的な計画の作成 | | 衛生管理（食中毒事故対策） |
| 5 | 指導計画の作成 | 17 | 営業の届出等 |
| 6 | 指導計画の展開 | 18 | 調理業務委託 |
| 7 | 保育内容等の評価 | 19 | 保健計画 |
| 8 | 保育の体制（保育時間、開所時間及び開所日数） | 20 | 零歳児保健関係 |
| | 保育の体制（保育士の配置） | 21 | 児童健康診断 |
| 9 | 整備すべき帳簿 | 22 | 健康状態の把握 |
| 10 | 保護者との連携 | 23 | 虐待等への対応 |
| 11 | 小学校との連携（保育所児童保育要録・連携） | 24 | 疾病等への対応（体調不良・傷害） |
| 12 | 食育計画 | | 疾病等への対応（感染症） |
| 13 | 食事計画と献立業務（食事計画・献立の作成） | | 疾病等への対応（アレルギー疾患） |
| | 食事計画と献立業務（給食材料の用意、保管） | 25 | 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止） |
| 14 | 零歳児への対応 | 26 | 児童の安全確保（事故防止） |
| 15 | 食事の提供 | | 児童の安全確保（損害賠償・事故発生時の対応） |
| | | 27 | 保護者に負担させることが適当でないもの |

児童福祉法第39条

- 保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設とする。
- 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、保育を必要とするその他の児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。

保育所保育指針 第1章 総則

この指針は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものである。各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。

- ◆ 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、内閣総理大臣が定める指針（保育所保育指針）に従う。
「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条」

保育の実施に関して留意すべき事項（保育全般に関わる配慮事項）

- ア 子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助すること。
- イ 子どもの健康は、生理的・身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとがあいまってもたらされることに留意すること。
- ウ 子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助すること。
- エ 子どもの入所時の保育に当たっては、できるだけ個別的に対応し、子どもが安定感を得て、次第に保育所の生活になじんでいくようにするとともに、既に入所している子どもに不安や動揺を与えないようにすること。
- オ 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。
- カ 子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにすること。

令和7年度の重点項目

ア 保育所保育指針に基づく保育

- (ア) こどもの人権に十分配慮するとともに、こども一人一人の人格を尊重した適切な保育と虐待対応等の取り組みが行われているか。
- (イ) 保育所保育指針に基づき、全体的な計画及び指導計画が作成され、こどもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた保育がなされているか。

イ 児童一人一人に応じた保育の徹底

- (ア) こどもの健康状態を適正に把握しているか。
- (イ) 食物アレルギー等を有するこどもの状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

ウ 安全対策の徹底

- (ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- (イ) 保育中の誤飲・誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- (ウ) プール活動・水遊び時、散歩等の園外保育時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。
- (エ) 上記(ア)から(ウ)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- (オ) 食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。

重点項目

保育所保育指針に基づく保育

こどもの人権に十分配慮するとともに、
こども一人一人の人格を尊重した適切な保育と
虐待対応等の取り組みが行われているか。

- ◆保育所は、こどもの人権を守るために、法的・制度的に裏付けられていることを認識し、こどもの人権について理解する必要がある。
- ◆虐待対応においては早期発見、早期対応が重要であるため、通告までの手順を作成し職員と共有すること。

虐待対応等の取り組み

- ◆こどもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候がある場合には、区市町村や関係機関と連携し、適切な対応を図ること。
- ◆虐待対応においては、早期発見、早期対応が重要であるため、通告までの手順等について職員と共有し、一人一人の気づきを、子ども家庭支援センターへ確実に連絡していくこと。

＜児童虐待が疑われる例＞

子どもの身体的な状態把握

- ・低体重、低身長などの発育の遅れや栄養不良
- ・不自然な傷、あざ、骨折、火傷
- ・虫歯の多さ又は急な増加

子どもの情緒面や行動からの把握

- ・おびえた表情、表情の乏しさ、笑顔や笑いの少なさ
- ・極端な落ち着きのなさ
- ・激しい癇癪、泣きやすさ
- ・言葉の少なさ
- ・多動、不活発、攻撃的行動、
- ・衣類の着脱を嫌う様子
- ・食欲不振、拒食・過食

子どもの養育状態の把握

- ・不潔な服装や体で登園する
- ・不十分な歯磨きしかされていない
- ・予防接種や医療を受けていない

保護者や家族の状態把握

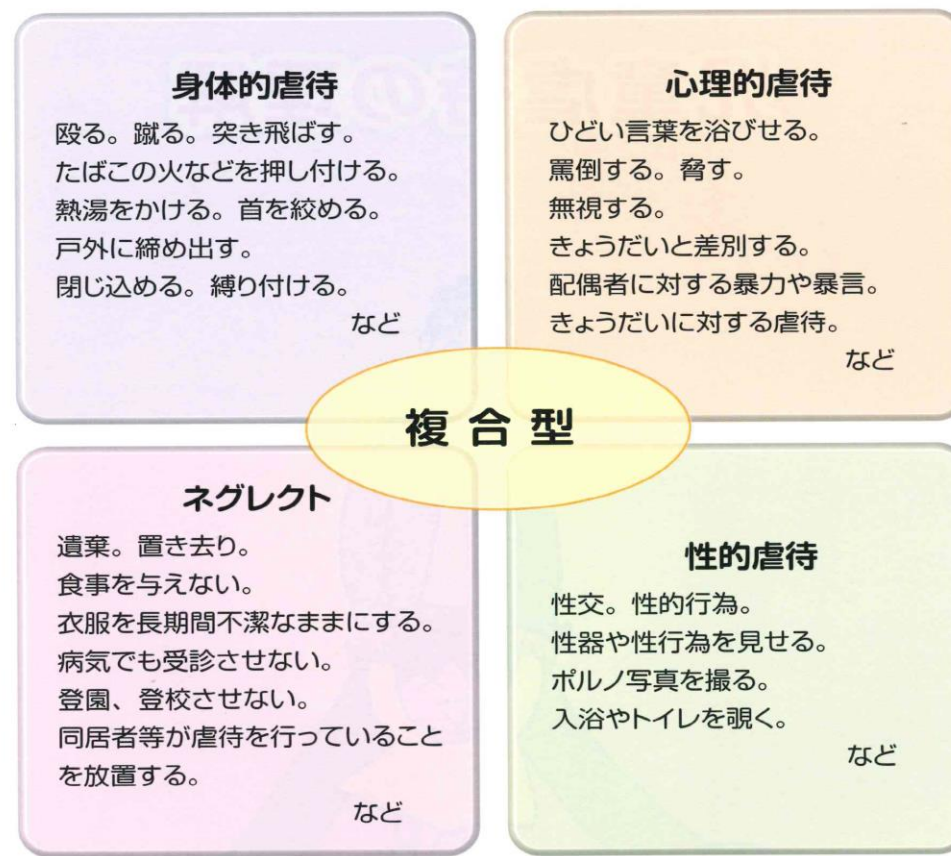
- ・子どものことを話したからない
- ・子どもの心身について説明しようとしめない態度
- ・子どもに対する拒否的態度
- ・過度に厳しいしつけ
- ・叱ることが多い
- ・理由のない欠席や早退
- ・不規則な登園時間

〔参考〕「保育所保育指針解説」P299～P300

児童虐待防止法に規定されている4つの類型

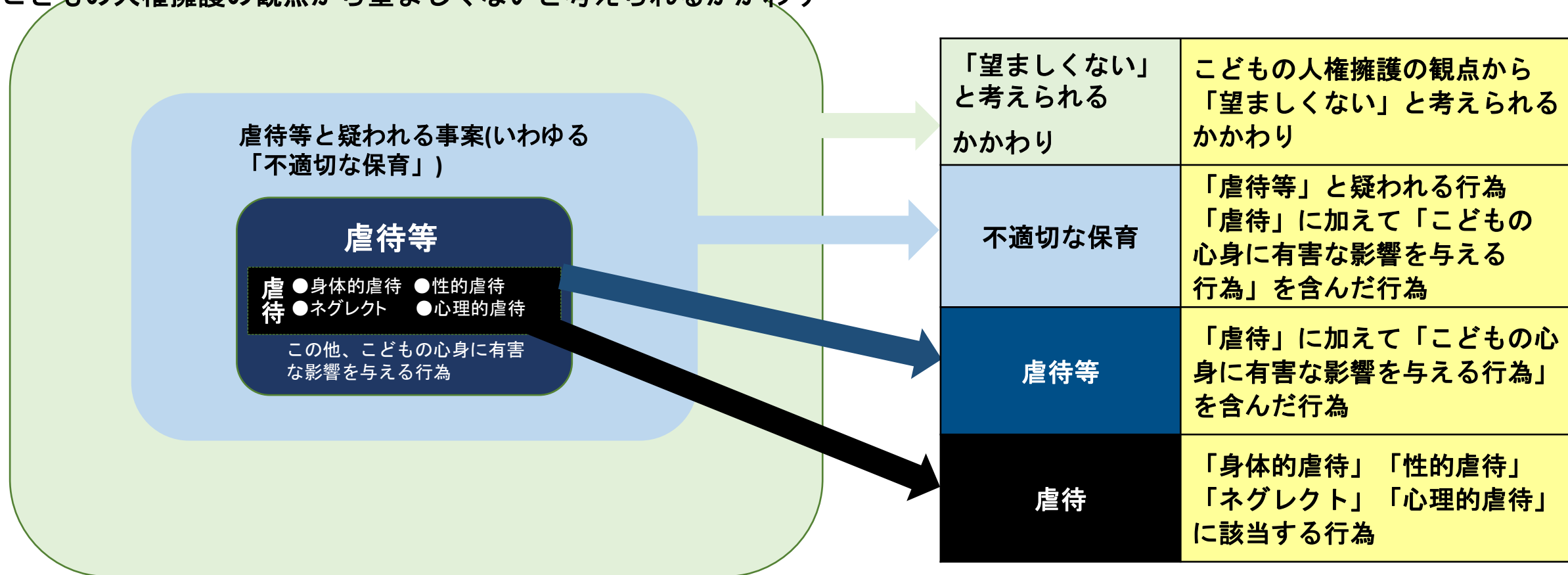
1 4つのタイプ

児童虐待とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者）がその監護する子どもに対して行う行為で、具体的には以下の4つの類型が児童虐待防止法に規定されています。



「虐待等」と「虐待等と疑われる事案（不適切な保育）」の概念図

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり



〔参考〕「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」こども家庭庁

こども一人一人の人格を尊重した適切な保育の取り組み

- ◆保育士などは、保育所における保育という営みが、こどもの人権を守るために、法的・制度的に裏付けられていることを認識し、こどもの人権等について理解することが必要である。

～子どもを尊重する適切な保育を行うために～

人権擁護の観点から「良くない」と考えられるかかわりの例

①子ども一人一人の人格を尊重しないかかわり

- ・朝、母親に抱かれて、なかなか離れられない子どもに「ずっと抱っこしてもらっていると恥ずかしいよ」と言葉をかける。
- ・食事の際、こぼす等の理由で、テーブルに給食のメニューを全て配膳せず、食べたら次のおかずをあげる。または、こぼすたびに叱りながら食べさせる。
- ・自分から訴えてトイレに行くことができるようになった子どもに対して「おしっこでない」と訴えていても、トイレに行くように促す。

②物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉かけ

- ・寝ずに話をしている子どもに対して、外で寝るように言ったり、布団を友達の布団と離して敷いたりする。

③罰を与える・乱暴なかかわり

- ・並ぶ時などに、子どもの自発的行動を待てず、腕を掴んで引っ張る。

④一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり

- ・「お休みの日にどこに行ったかお話して」との問いかけについて、クラスの子どもたち『全員』に発表してもらう。

⑤ 差別的な関わり

- ・寝かしつける際に、いつも同じ子どものそばにばかりつく。

不適切な保育を防ぐための保育所の役割

子どもの最善の利益を考慮した適切な保育を行う（そのために）

保育士に対する
教育・研修の実施

第三者評価等を
通じた
保育士の気づきの
促進

計画作成や
振り返りにおける
配慮

不適切な保育が
生じることのない
職場環境及び
職員体制の整備

不適切な保育に関する認識の共有のために

- 保育士一人一人が、子どもの人権・人格を尊重する保育や、それに抵触する接し方等について認識し、職員間で共有する。
- 認識を共有するための学びの機会を設ける。
- 日々の保育について、定期的に振り返りを行い、保育士同士で率直に話すことができる場を設ける。

〔参考〕「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」

1 保育所保育に関する基本原則

2 人権の尊重

観 点	評価事項
保育の内容は適切か。	* 保育所保育指針に基づき、適切な保育が行われていること。 役割…保育所保育指針に規定される保育の内容に係る基本原則を踏まえ、各保育所の実情に応じて行っているか。 目標… • 生命の保持及び情緒の安定を図る、心身の健康の基礎を培う、道徳性の芽生えを培う、豊かな心情や思考力の芽生えを培う、言葉の豊かさを養う、創造性の芽生えを培うといった目標を目指して保育が行われているか。 • 入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助を行っているか。 方法…保育の目標を達成するために、保育士等は6つの事項に留意して保育しているか。【保育所保育指針（3）保育の目標ア～カ】 環境…人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、計画的に環境を構成し、工夫して保育を行っているか。
こども一人一人の人格を尊重した保育を行っているか。 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	* こどもの人権に十分配慮し、こども一人一人の人格を尊重した保育を行うこと。 • こどもの人権に配慮した保育について、全職員で確認し合っているか。 * 保育所の職員は、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、こどもを保育すること。

3 養護に関する基本的事項

観 点	評価事項
養護の内容は適切か。	＊保育における養護とは、こどもの生命の保持及び情緒の安定をはかるために保育士等が行う援助や関わりであり、養護及び教育を一体的に行うこと。 ・ 保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されているか。

〔根拠法令等〕 「保育所保育指針」第1章

重点項目

保育所保育指針に基づく保育

保育所保育指針に基づき、全体的な計画及び指導計画が作成され、こどもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた保育がなされているか。

- ◆全体的な計画は、児童福祉法及び関係法令、保育所保育指針、児童の権利条約等と各保育所の保育方針を踏まえ、入所から就学に至る在籍期間の全体にわたって、保育の目標を達成するために、どのような道筋をたどり、養護と教育が一体となった保育を進めていくかを示すものである。

4 全体的な計画の作成

観 点	評価事項
全体的な計画を作成しているか。	＊全体的な計画は、各保育所の保育の方針や目標に基づき、こどもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう作成すること。 • こどもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、こどもの育ちに関する長期的見通しをもって作成されているか。 • 保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるよう、作成されているか。

〔根拠法令等〕 「保育所保育指針」第1章

5-1 指導計画の作成

保育所保育指針に基づく指導計画

	園	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1.長期的な指導計画（年間指導計画・月案）		○	○	○	○	○	○
★POINT★ 2.個別的な指導計画（月案） ☆満3歳まで		○	○	☆○			
3.短期的な指導計画（週案・日案）		○	○	○	○	○	○
4.保育日誌		○	○	○	○	○	○
5.個人別記録 0,1歳児		○	○				

※保育所における保育は、計画とそれに基づく養護と教育が一体となった保育の実践を、保育の記録等を通じて振り返り、評価した結果を次の計画にいかしていく。

※立案時、評価・反省を記載した際、施設長が確認していること。

〔根拠法令等〕「保育所保育指針」第1章

5-2 指導計画の作成

観 点	評価事項
長期的な指導計画を作成しているか。	*長期的な指導計画は、全体的な計画に基づき立案すること。 ・長期的な計画（年、数か月単位の期、月など）を作成しているか。
短期的な指導計画を作成しているか。	*全体的な計画・長期的な計画と関連し、より具体的なこどもの日々の生活に即した内容になっていること。 ・短期的な計画（週、日など）を作成しているか。

★POINT★

*指導計画においては、保育所の生活におけるこどもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、こどもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定してください。

- ・ねらい
- ・内容（予想されるこどもの活動、環境、保育士の援助や配慮等）
- ・評価・反省

〔根拠法令等〕「保育所保育指針」第1章

5-3 指導計画の作成

観 点	評価事項
3歳未満児について、 個別的な指導計画を作成しているか。 ★POINT★	＊3歳未満児については、個別的な指導計画を作成すること。 ・一人一人のこどもの生育歴、心身の発達、活動の実態に即した個別的な計画を作成しているか。 ＊3歳未満児の「個別的な指導計画」については、クラス全員または複数人のねらいが同じ内容になっていないか、確認してください。

＊3歳以上児については、個の成長と、こども相互の関係や協同的な活動が促されるように配慮してください。

＊異年齢で構成される組やグループでの保育において、一人一人のこどもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮してください。

〔根拠法令等〕 「保育所保育指針」 第1章

5-4 指導計画の作成

観 点	評価事項
生活リズムの調和を図るよう配慮しているか。	* 一日の生活リズムや在園時間が異なるこどもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と開放感等の調和を図るよう配慮すること。
午睡等の適切な休息をとっているか。	* 在園時間が異なることや、睡眠時間はこどもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。
★POINT★ 長時間にわたる保育について、保育内容等を指導計画に位置付け、適切に対応しているか。	* こどもの発達過程、生活リズム及び心身の状態に十分配慮して保育内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携等を指導計画に位置付けること。
障がいのあるこどもの保育について、発達過程や障がいの状態を把握し、指導計画の中に位置付け、適切に対応しているか。	* 一人一人のこどもの発達や障がいの状態を把握し、適切な環境の下で、障がいのあるこどもが他児との生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。

6 指導計画の展開

観 点	評価事項
保育日誌を作成しているか。	＊保育日誌は、こどもの実態やこどもを取り巻く状況の変化などに即した保育の過程を記録として作成すること。 ・乳児等の個人別記録を作成しているか。

★POINT★

＊土曜日に異年齢保育を実施している場合、活動内容が同じでも、こどもの成長・発達を踏まえ、土曜日保育のねらいや、保育士の援助等について記載してください。

〔根拠法令等〕 「保育所保育指針」第1章

7 保育内容等の評価

観 点	評価事項
保育士等の自己評価を行い、専門性の向上や保育実践の改善を行っているか。	* 保育の計画や記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価を行っていること。（指導計画、日誌等を通しての自己評価） * 職員相互の話し合い等を通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めていること。（園内研修、外部研修、公開保育等）
保育所の自己評価を行っているか。 評価結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図っているか。	* 保育所は、自らその行う児童福祉法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図ること。 ・ 保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえて行っているか。（保育所に対するアンケートの実施及びその結果の公表、第三者評価等） * 保育所は評価の結果を踏まえ、保育内容等の改善を図ること。 ・ 保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価、評価に基づく改善、という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことに留意しているか。

〔根拠法令等〕 「保育所保育指針」第1章、第5章

〔参考〕 「保育所における自己評価ガイドライン」

8-1 保育の体制（保育時間、開所時間及び開所日数）

観 点	評価事項
保育時間、開所・閉所時間及び開所日数が適切に設けられているか。	*開所時間は、原則として11時間とすること。 ・施設の都合で保育時間を短縮していないか。 ・保育時間を定めるに当たって保護者の労働時間等を考慮しているか。 ・11時間開所時間を確保しているか。 *休所又は一部休所をしないこと。 ・施設の都合による休所をしていないか。 ・行事の開催日などにおいて、保護者に家庭での保育を依頼していないか。

※土曜日閉所減算に係る取扱いについて

大田区では、令和3年4月以降、土曜日における入所児童の利用希望が無い日または時間帯については、施設の開所を求めています。ただし、この場合においても、緊急連絡先を保護者に事前に周知し、当日の利用希望にも対応できるように体制を整えておいてください。

〔根拠法令等〕 「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」第17条
「民間保育所に対する運営費実施要綱」第8条
「土曜日閉所減算に係る取扱いについて」

8-2 保育の体制（保育士の配置）

観 点	評価事項
保育士を適正に配置しているか。 【区】 常勤の保育士が各組や各グループに1人以上配置されているか。（短時間勤務の保育士の取扱いは適切か。）	*開所時間中は、保育士を常時2人以上配置すること。 • 保育に直接従事する職員は、児童の定員及び入所児童数のそれぞれについて、事務取扱要綱に定める計算式により算出し、いずれか多い方の員数を配置しているか。 • 保育所の開所時間を通じて常時2人を下回ってはならない。 *常勤の保育士を各組や各グループに一人（場合により2人）以上配置していること。 • 常勤の保育士が、各組や各グループに1人以上（乳児を含む組又はグループにかかる都条例上の保育士定数が2人以上の場合は、2人以上）配置されているか。

〔根拠法令等〕 「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」 第16条
「民間保育所に対する運営費実施要綱」 第5条

9 整備すべき帳簿

観 点	評価事項
児童出欠簿を作成しているか。	* 児童出欠簿は、入退所の状況又は各種報告の基礎になるものであるため、全ての児童について毎日正確に記録し、また、常に保管場所を明らかにしておくこと。 • 記載漏れがないか。 • 欠席の理由（病欠・私欠等）を把握し、記録しているか。
児童票を作成しているか。 ★POINT★	* 児童票を作成し、児童の保育経過記録と保育上必要な最低限の家庭の状況等の記録をすること。 • 児童の発達経過記録を作成しているか。

〔根拠法令等〕 「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」 第17条

10 保護者との連携

観 点	評価事項
保護者との連携は十分か。 ★POINT★	* 常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとること。 * 保育の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得られるように努めること。 ・ 保護者との連絡体制ができているか。 ・ 緊急時の連絡先の把握ができていますか。 ・ 3歳未満児については連絡帳を活用する等、年齢や発達状況に応じて内容や実施方法を工夫することが望ましいです。

〔根拠法令等〕 「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第46条

11 小学校との連携（保育所児童保育要録・連携）

観 点	評価事項
こどもの就学に際し、保育所児童保育要録の写しを保育所から小学校へ送付しており、原本を保育所に保存しているか。 【区】 連携に努めているか。	* 保育所児童保育要録の抄本又は写しを就学先の小学校に送付すること。 ★POINT★ ・ 施設長名、担当保育士氏名を自署してください。 ・ 就学の際、小学校へ送付し、原本は園に保管しておいてください。 * 小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めること。

〔根拠法令等〕 「児童福祉行政指導監査の実施について（通知）」別紙第1-2(2)第1-1〔保育所〕(3)

「大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第11条

12 食育計画

観 点	評価事項
食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成されているか。	＊食事の提供を含む食育計画を、全体的な計画に基づいて作成すること。 ・乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう作成されているか。 ・食育の計画を踏まえて実践が適切に進められているかどうかを把握し、次の食育の資料とするため、その経過や結果を記録し、自己の食育実践を評価し、改善に努めているか。

〔根拠法令等〕 「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第13条
「保育所保育指針」第3章

13-1 食事計画と献立業務（食事計画・献立の作成）

観 点	評価事項
給与栄養量の目標を設定しているか。	＊こどもの性、年齢、発育・発達状況、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、提供することが適当なエネルギー及び栄養素の量（給与栄養量）の目標を設定するよう努めること。 ・離乳食、3歳未満児、3歳以上児の給与栄養量の目標を設定しているか。
定期的に施設長を含む関係職員が参加の上、給食(献立)会議等による情報等の共有を図っているか。	＊献立作成、調理、盛付け、配膳、喫食状況等各場面を通して関係する職員が定期的に施設長を含む関係職員による情報の共有を図ること。 ・施設長が責任者として参加し把握しているか。 ・給食(献立)会議の内容を職員と共有しているか。
献立表を適切に作成しているか。 (延長保育補食も含む)	★POINT★ ＊保育施設で提供する食事（昼食、おやつ、延長保育時の補食及び夕食）の献立を作成すること。 ・保護者等に対する献立の掲示等食に関する情報の提供をしているか。 ・予定献立・実施献立は、施設長が確認していることがわかる押印またはサインがあるか。 ・簡易な食事を提供していないか。

〔根拠法令等〕 「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」

「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」「延長保育事業の実施について」

13-2 食事計画と献立業務（給食材料の用意、保管）

観 点	評価事項
給食材料を適切に用意、保管しているか。	＊食品材料の検収を実施し、給食材料を管理・把握すること。 ・献立内容にあった食材を購入しているか。 ・在籍児童数に見合った分量の発注書・納品書か。（大幅な違いはないか。） ・発注書と納品書が一致しているか。 ・発注書及び納品書に責任者（施設長）の関与が明確にわかるようにしているか。 ・食品材料の検収を行っているか。 ・在庫食品の受払を把握しているか。

〔根拠法令等〕 「児童福祉行政指導監査の実施について（通知）」別紙1-2(2)第2〔共通事項〕(3)

14 零歳児への対応

観 点	評価事項
個人差に応じた給食の実施に努めているか。	＊零歳児の発育及び健康状態、家庭の食生活を十分理解し、個人差に応じた給食を実施するように努めること。

〔根拠法令等〕 「民間保育所に対する運営費実施要綱」第7条

15-1 食事の提供

観 点	評価事項
あらかじめ作成された献立に従って食事を提供しているか。	*調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うこと。正当な理由なく変更しないこと。 *食事の提供に関する記録を作成していること。
児童の状況に応じた配慮をしているか。	*体調不良、食物アレルギー、障がいのあるこどもなど、一人一人の状態等に応じて配慮すること。 ・嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に、対応しているか。
乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮をしているか。	*献立、調理（離乳食を含む）は、児童の身体的状況及び発達段階に応じた配慮をすること。 ・発達段階に応じて、食材の切り方、味付け等の配慮をしているか。（家庭での喫食状況(初めて食べる食品)に応じた配慮等）
施設の都合で食事を中止していないか。	*食事の提供を中止しないこと。 - 食事の中止等の理由とは、 ①感染症の発生に伴う保健所の指示 ②調理室の改築・修繕等 ③非常災害等で給食することが不可能 などである。

〔根拠法令等〕 「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第13条
「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」

重点項目

児童一人一人に応じた保育の徹底

食物アレルギー等を有するこどもの状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

- ◆食物アレルギー等を有するこどもの生活が、安心・安全なものとなるよう誤配・誤食の防止に努めること。

15-2 食事の提供

観 点	評価事項
食物アレルギーへの対応を適切に行っているか。	＊こどもの食物アレルギー等に配慮した食事の提供を行うとともに、食物アレルギー対策に取り組み、食物アレルギーを有するこどもの生活がより一層、安心・安全なものとなるよう誤配及び誤食等の発生予防に努めること。 ・生活管理指導表等を基に状況を把握し、日頃より危機管理体制を整えているか。 ・配慮や管理が必要なアレルギー児の把握と対応 ・保護者との連携 ・配慮や管理の根拠となる書類の扱い、園内体制の整備 ・配慮が不要（除去解除）になる場合の対応 ・エピペン、アレルギー内服薬の管理・保管・取扱い ★POINT★ 施設長は食物アレルギーをもつこども一人一人の対応内容を把握・確認してください。 また、保護者との面談（献立作成・除去食対応等）に関与してください。

★POINT★ 検査では、生活管理指導表等を確認しています。

- 医師の診断及び指示に基づき、関係する職員や保護者と連携して行っている。
- 食物アレルギーに関する保護者との面談や、除去食の献立について、**施設長が関与していること**がわかるようになっている。
- 生活管理指導表等を基に状況を把握し、日頃より危機管理体制を整えている。
 - 一年に1回以上、再提出
 - 配慮や管理が必要なアレルギーをもつこどもの把握と対応
 - 保護者との連携
 - 配慮や管理の根拠となる書類の扱い、園内体制の整備
 - 配慮が不要（除去解除）になる書類の扱い、園内体制の整備
 - エピペン、アレルギー内服薬の管理、保管、取扱い
- 全園児を対象に、給食やおやつにアレルギー物品を含む食品（卵、小麦粉等）を一切提供して
いなくても、食物アレルギーをもつこどもについては、「生活管理指導表」等を基に対応して
いる。
- 緊急時・災害時等様々な状況を想定し、食物アレルギーをもつこどもへの対応について、園内で
共有している。

重点項目

安全対策の徹底

食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。

- ◆食中毒等の予防
- ◆感染症の集団発生予防

HACCPに沿った衛生管理

営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を給与する施設（集団給食施設）は、HACCPに沿った衛生管理を実施し食品衛生責任者を選任すること。

- ＊「大量調理施設衛生管理マニュアル」又は「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引き」を参考に、衛生管理を実施しているか。

★POINT★

- ＊食事を提供する際は、衛生的な身支度を整えること。
 - ・0歳児の授乳を食事と捉え、身支度を整えて衛生的な環境で行っているか。
 - ・児童の食事介助の際には、異物混入防止のため三角巾等で髪の毛を覆っているか。

〔参考〕「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」

16-2 衛生管理（検便）

観 点	評価事項
調理従事者及び調乳担当者の月1回以上の検便を適切に実施及び確認の上従事させているか。 ★POINT★	＊調理従事者及び調乳担当者については、月1回以上の検便を実施すること。 ・雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施しているか。 ・施設長等責任者は、検査結果を確認してから調理・調乳業務に従事させているか。 ・赤痢・サルモネラ、O-157について検査しているか。 ※10月から3月までの間には月1回以上又は必要に応じてノロウィルスの検便検査に努めることが望ましい。 検便検査結果は、「結果日」でその月の検便検査結果があるかを確認しています。 ・業者への提出が6月末で、検便検査結果日が7月初旬になっている場合は、7月の検便検査結果と判断しています。 ・「3月末で退職するから2月までの検便検査結果で良いと思っていた」「今月末で退職するから、今月の検便は実施していない」等の場合は、その月の検便結果がない、と判断しています。
検便検査の結果を適切に保管しているか。	＊検便の検査結果を適切に保管していること。

〔根拠法令等〕 「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」

「社会福祉施設における衛生管理について」 「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」

「労働安全衛生規則」 第47条、第51条

16-3 衛生管理（調理従事者の健康チェック及び調理室等の点検）

観 点	評価事項
調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを毎日行い記録しているか。	*調理従事者及び調乳担当者は食品衛生上必要な健康状態の把握に留意し、下痢、嘔吐、発熱などの症状があった時、手指等に化膿創があった時は調理・調乳作業に従事しないこと。 ・園長等の責任者は、衛生管理者に毎日作業開始前に、各調理従事者及び各調乳担当者の健康状態を確認させているか。 ・健康チェックの結果を記録させているか。
調理室、食材等の衛生管理は適切か。	*調理室の衛生管理について、毎日自主点検を行うこと。 ・衛生管理点検票等を用いて点検、記録しているか。 *水筒の取り扱いについて ・適切な洗浄をせず長時間使用していないか。

〔根拠法令等〕 「食品衛生法施行規則」第66条の2、第66条の3、 別表第17、別表第18

〔参考〕 「大量調理施設衛生管理マニュアル」

16-4 衛生管理（食中毒事故対策）

観 点	評価事項
食中毒事故の発生予防を行っているか。	＊新鮮な食品の入手、適温管理をはじめ、特に調理、盛りつけ時の衛生には十分留意すること。 ・衛生管理点検表及び調理室の点検表を作成し記録しているか。
検食を適切に行っているか。	＊検食を食事提供前に行い、異味、異臭、その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講じること。 ・検食簿（日時、検食者、検食結果、異味、異臭、その他の異常、施設長の押印又はサイン）があるか。 ・食事、おやつ、延長保育の補食及び夕食の検食をし、記録しているか。 ★POINT★ ミルクも給食として提供しているため、検食をしてください。

〔根拠法令等〕 「食品衛生法施行規則」第66条の2、第66条の3、別表第17、別表第18
「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」

〔参考〕 「大量調理施設衛生管理マニュアル」

16-5 衛生管理（食中毒事故対策）

観 点	評価事項
食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられているか。	＊医師の診察を受けるとともに保健所に連絡し、指示を仰ぐ等の措置を講じ、事故の拡大を最小限にとどめるよう徹底すること。 ・食中毒発生時の緊急連絡先を、園のマニュアル等に記載等してあるか。 ・事後対策とともに、区に報告しているか。
検査用保存食を適切に保存しているか。	＊検査用保存食は原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔容器（ビニール袋等）に密封して入れ、－20℃以下で2週間保存すること。 ・原材料は、特に洗浄、殺菌を行わず、購入した状態で保存しているか。

〔根拠法令等〕 「腸管出血性大腸菌感染症の指定伝染病への指定等に伴う保育所等における対応について」
「社会福祉施設における保存食の保存期間等について」

17 営業の届出等

観 点	評価事項
営業の届出をしているか。	* 集団給食施設の設置者又は管理者は、施設の所在地、名称等について、施設の所在を管轄する保健所等に営業の届出をすること。
食品衛生責任者を選任しているか。	* 集団給食施設の設置者又は管理者は、食品衛生責任者を定めること。
栄養管理報告を行っているか。	* 特定給食施設（1回100食以上または、1日250食以上の給食を提供する施設）については、保健所に対し栄養管理報告を年2回（5月・11月）行うこと。

〔根拠法令等〕 「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」
「健康増進法施行規則」第6条

18 調理業務委託

観 点	評価事項
調理業務を委託している場合に、適切に行っているか。	＊調理業務を委託する場合は、保育所や保健所、区市町村等の栄養士により、献立等について栄養面での指導を受けられるような体制にあるなど栄養面での配慮をするほか、「(通知)保育所における調理業務の委託について」を順守すること。 ＊契約内容、施設と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交わすこと。契約書には、以下の事項を含めること。 ＊調理業務を委託する場合は、業務の委託契約書を取り交わし、適切な対応をしていくこと。 ①調理業務委託契約書を作成しているか。 ②調理業務委託契約書に必要な事項が盛り込まれているか。 ③食事の質が確保されているか。 ④施設内の調理室を使用して調理しているか。 ⑤栄養面での配慮がされているか。 ⑥施設が行う業務を行っているか。 ⑦施設が行う業務が不十分であるか。 ⑧その他、通知「保育所における調理業務の委託について」に違反している事項がないか。

〔根拠法令等〕「保育所における調理業務の委託について」

重点項目

児童一人一人に応じた保育の徹底

こどもの健康状態を適正に把握しているか。

- ◆一人一人のこどもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに、適切に対応すること。

19 保健計画

観 点	評価事項
保健計画を作成しているか。	* こどもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成すること。 ・ ねらいや内容を踏まえ、一人一人のこどもの健康の保持及び増進に努めているか。 ・ 定期的に評価反省を行い、記録に残しているか。

〔根拠法令等〕 「保育所保育指針」 第3章

20 零歳児保健関係

観 点	評価事項
健康観察を通じて異常の有無の確認及び医師との連絡を行っているか。	* 健康観察を通じて異常の有無の確認及び医師との連絡を行うこと。
健康診断、予防接種の計画及び実施に対する協力等保健活動を行っているか。	* 健康診断、予防接種の計画及び実施に対する協力等保健活動を行うこと。

〔根拠法令等〕 「民間保育所に対する運営費実施要綱」 第7条

21 児童健康診断

観 点	評価事項
健康診断を適切に行っているか。	＊入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行うこと。 ・入所時の健康診断を行っているか。 ・定期健康診断を年2回行っているか。 ・実施時期・方法等を適切に行っているか。 ・健康診断を欠席した児童についても、後日健康診断を実施しているか。
健康診断の記録を作成しているか。 ★POINT★ 保護者と健康診断結果について連絡をとっているか。	＊児童の健康診断の実施状況とその結果を記録すること。 ・こどもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、活用しているか。 ・健康診断日、嘱託医の所見、押印又はサイン等を記録しているか。 ＊保護者と健康診断結果について連絡をとること。 ・保護者に健康診断結果について連絡し、保護者がこどもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにしているか。

〔根拠法令等〕 「東京都児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」 第14条

【区】 0歳児の健康診断を適切に行っているか。 ★POINT★	＊0歳児の健康診断を、少なくとも月1回以上行うこと。 ・健康診断日、医師の所見、嘱託医の押印又はサイン等の記録をしているか。 ※定期健康診断を同日に行った場合、0歳児健康診断と定期健康診断を両方実施したことがわかる記録が必要です。
---	---

〔根拠法令等〕 「民間保育所に対する運営費実施要綱」 第7条

22 健康状態の把握

観 点	評価事項
日々の健康状態を観察しているか。	* 一人一人のこどもの平常の心身の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、観察すること。 ・ 保護者からの情報とともに、登園時及び保育中を通じてこどもの状態を観察しているか。
必要に応じ、保護者に連絡をしているか。	* 必要に応じ、保護者と連絡をとること。 ・ こどもの疾病の疑いや傷害が認められた場合には、保護者に連絡をするとともに、嘱託医に相談するなどの対応をしているか。
身長・体重の測定を定期的に行っているか。 ★POINT★	* こどもの健康状態、並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時把握すること。 ・ 身長・体重等の測定を定期的に行い、記録しているか。 ・ 測定する日に欠席した場合は、後日登園した際に測定を行ってください。

〔根拠法令等〕 「東京都児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第46条
「保育所保育指針」第1章、第3章

23 虐待等への対応

観 点	評価事項
児童虐待の早期発見のためにこどもの心身の状態を観察しているか。	＊不適切な養育の兆候が見られる場合には、区市町村や関係機関（嘱託医、児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健所等）と連携し、適切な対応を図ること。 また、虐待が疑われる場合には、速やかに区市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。
【区】 虐待が疑われる場合や不適切な養育の兆候が見られる場合に、適切に対応しているか。	＊虐待対応においては早期発見、早期対応が重要であるため、関係機関の職員一人一人の気づきを、子ども家庭支援センターへ確実に連絡すること。 ・「虐待通告のためのフローチャートモデル」や「虐待に気づくためのチェックリスト」等を参考にしながら、必要な情報を複数で確認し、正確に記録しているか。

〔根拠法令等〕 「児童虐待等の防止等に関する法律」第5条、第6条 「児童福祉法」第25条
「保育所保育指針」第3章、第4章

〔参考〕 「児童虐待対応マニュアル」 大田区

24-1 疾病等への対応（体調不良・傷害）

観 点	評価事項
体調不良等への対応を適切に行っているか。	＊体調不良等への対応を適切に行うこと。 ・保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、こどもの状態等に応じて、保護者に連絡しているか。 ・嘱託医やこどものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っているか。 ・看護師等が配置されている場合にはその専門性をいかした対応を図っているか。

〔根拠法令等〕 「保育所保育指針」 第3章

24-2 疾病等への対応（感染症）

観 点	評価事項
感染症の予防対策を講じているか。 ★POINT★	＊感染症対策を適切に行うこと。 ・最も重要な対策となる手洗い等により手指を清潔に保っているか。 ・個別タオルを使用している場合、重ならないように衛生管理に努めているか。 ・歯ブラシ、コップ(うがい用)の管理を衛生的に行っているか。 ＊乳幼児が自ら適切な手洗いの実施、物品（手拭きタオル、コップ等）の衛生的な取扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいため、大人が必要な援助や配慮を行ってください。
入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか。	＊入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握すること。 ・既往歴及び予防接種等の状況を把握し、感染症やその他の疾病の発生予防に努めているか。
感染症発生時にまん延防止対策を講じているか。	＊感染症発生時にまん延防止対策を講じること。 ・感染症等の発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、区市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や職員に連絡し、予防等について協力を求めているか。
感染症発生時には、速やかに地域の医療機関と連携し、また保健所へ報告しているか。	＊感染症発生時には、速やかに地域の医療機関や保健所等との連携・報告を行うこと。 ・感染症に関する保育園の対応等について、あらかじめ関係機関の協力を得ているか。

〔根拠法令等〕 「東京都児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」 第12条「保育所保育指針」 第3章
 〔参考〕 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

24-3 疾病等への対応（アレルギー疾患）

観 点	評価事項
アレルギー疾患への対応を適切に行っているか。	＊アレルギー疾患を有するこどもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。 • 医師の診断、指示のもと対応を行っているか。 • 生活管理指導表等により、保護者等と情報を共有しているか。 • 全職員を含め、関係者の共通理解の下で、組織的に対応しているか。施設長、調理員や栄養士等の専門職、保育士等がこどもの現状を把握し、保護者と面談を行い、相互の共通理解及び連携を図っているか。 • 食器の色を変える、座席を固定する等、食事に保育士等が個別的な対応を行うことができるようにする等の環境面における対策を行う。

〔根拠法令等〕 「保育所保育指針」第3章

重点項目

安全対策の徹底

乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。

- ◆医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向けに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること。

25-1 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止

観 点	評価事項
乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防及び睡眠中の事故防止策を講じているか。 ★POINT★	※ 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防対策として、「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について(通知)」に準じ適切な保育を行うこと。 ・ 医学的な理由で医師からうつぶせ寝を推奨されている場合以外は、乳幼児の顔が見えるよう、仰向けにしっかりと寝かせているか。 ・ 児童の顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。 ・ 必ず大人が見ているか（こどもから目を離していないか、こども全員が見える位置についているか、死角を作っていないか）。 ・ 機器の使用の有無にかかわらず、必ずそばで職員が見守っているか。 ・ 日々、個々の体調確認の徹底しているか（個々の既往歴、朝の受け入れ時の情報、連絡帳等保護者からの情報、日中の活動の様子や食事の様子など職員同士の情報共有等）。
睡眠時チェック表を作成しているか。	・ 必ず1人1人チェックし、その都度記録しているか（0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい）。 ・ 預けはじめの時期、体調不良等いつもと違う様子の際は特に注意してチェックしているか。 ・ チェックする担当を明確にしているか。

★POINT★ ※ 睡眠チェックは午睡の時間だけでなく、すべての睡眠について記録してください。

〔根拠法令等〕 「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について（通知）」

「児童福祉行政指導監査の実施について（通知）」別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(5)・第2〔共通事項〕(2)

乳幼児突然死症候群（SIDS）予防策

- 照明は、睡眠時の乳幼児の顔色が観察できるくらいの明るさを保つ。
- 乳幼児のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。
- 仰向け寝を徹底している。（医師がうつ伏せ寝を勧める場合を除く。）
 - * 1歳児以上でも、乳幼児の家庭での生活や就寝時間、発達の状況など一人一人の状況を把握できるまでの間は、必ず仰向けに寝かせる等、乳幼児の安全確認をきめ細かく行うようにしましょう。

★POINT★

- 午睡（睡眠）時チェックをきめ細やかに行い、記録する。
 - * 必ず1人1人チェックし、その都度記録しましょう。
 - * 0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい間隔です。
 - * 預けはじめの時期は特に注意してチェックしましょう。
 - * 体調不良等いつもと違う様子の際は特に注意してチェックしましょう。
 - * 人任せにしないよう、チェックする担当を明確にしましょう。
- 保育室内の禁煙を徹底する。
- 厚着をさせすぎない、暖房をきかせすぎない。
- 保護者との緊密なコミュニケーションを取る。
 - * 預けはじめの時期や体調不良明けは特に注意して、家庭でのおこさんの様子、睡眠時の癖、体調等を保護者から聞き取るとともに、保育園でのおこさんの様子もきめ細やかに報告しましょう。気になることはお互いに話し合い、対策を講じましょう。

〔参考〕 「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について（通知）」

25-2 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止

◆仰向け寝とは、胸や腹が上を向いている状態です。顔が横を向いていても、胸や腹が床についていればうつぶせ寝になります。うつぶせ寝だけでなく横向き寝も必ず仰向け寝に直してください。



うつぶせ寝



横向き寝



仰向け寝

仰向け寝に直しま
しょう

25-3 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止

★POINT★

*うつぶせ寝や横向き寝は、必ず仰向け寝に直してください。

*チェック表を用いて、必ず1人1人チェックし、その都度記録しましょう。

(例1) ↑仰向け ↓うつぶせ ←左横向き →右横向き * 仰向け寝に直したら○をつける。

	時 間	12:00	12:05	12:10	12:15
児童名	姿 勢	↑	→	↑	↓
	呼吸・顔色・体温等	✓	✓	咳	✓
	確認者名	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

(例2) あ・・・仰向け み・・・右横向き ひ・・・左横向き う・・・うつぶせ * 仰向け寝に直す前の姿勢を記載する。

	時 間	12:00	12:05	12:10	12:15
児童名	姿 勢	あ	み→あ	う→あ	ひ→あ
	呼吸・顔色・体温等	咳込む	✓	✓	✓
	確認者名	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

*各施設で、記録しやすい方法を検討し、職員で共通理解を図ってください。

26-1 児童の安全確保（事故防止）

観 点	評価事項
児童の事故防止に配慮しているか。 こどもの心身の状態を踏まえつつ、年齢、場所、活動内容等に留意し、事故発生予防に取り組んでいるか。	＊事故防止の取組を行う際には、特に、散歩等の園外保育時、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中、送迎等の場面は重大事故が発生しやすいことを踏まえ、こどもの主体的な活動を大切にしつつ、室内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。 - こどもの心身の状態等を踏まえ、施設内外の安全点検に努めているか。 - 安全対策のために、職員の共通理解や体制づくりを図っているか。 - 家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行っているか。 - 危険な場所・設備等を把握しているか。

〔根拠法令等〕 「保育所保育指針」第1章、第3章

「児童福祉行政指導監査の実施について（通知）」別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(5)

重点項目

安全対策の徹底

保育中の誤飲・誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。

- ◆こどもの食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達等）や当日のこどもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること。
- ◆窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないか等について保育室内及び園庭内の点検を定期的実施する。

26-2 児童の安全確保（事故防止）

観 点	評価事項
窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか。	★POINT★ *定期的に点検していること。 ・あらかじめ点検項目を明確にし、定期的に点検を実施しているか。 ・文書として記録しているか。 ・問題のある箇所の改善を行い、職員に周知して情報共有しているか。

〔根拠法令等〕 「児童福祉行政指導監査の実施について（通知）」別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(5)

＊窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的の実施しましょう。

＜ケース①＞点検チェックを定期的の実施する間隔は決めておらず、誰かが気が付いた時や、その時の状況に応じて実施している。

※「定期的に」とは、**一定の間隔**で実施することを指します。**★POINT★**
どれぐらいの頻度で実施するのが適切なのか、施設全体で検討し、**定期的に点検チェックを実施**してください。

＜ケース②＞窒息事故につながらないように、こどもの降園後、消毒や清拭をしながら、玩具、小物等が破損等していないか確認はしているが、記録に残していない。

※定期的に点検チェックを実施していることや、何に基づいて点検したのかがわかるように、**★POINT★**
記録に残しておいてください。

＜ケース③＞窒息の危険性があった玩具やこれまでに窒息事例があるものと類似の形状の玩具等について、施設・事業所内で情報を共有したり、除去したりしていない。

※こどもの誤嚥につながる物や玩具(例:髪ゴムの飾り、キーホルダー、ビー玉、石等)を除去すること、保育室内の整理整頓をすること、こどもの動線に配慮した環境を設定し、死角をつくらないことなど
★POINT★
安全管理に対する取り組みについて**職員間で情報の共有を図り、事故防止に努めてください。**

★POINT★

検査では、窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、
定期的に点検していることがわかるもの（例:点検チェック表）を確認しています。

- 窒息の可能性のある玩具、小物等を不用意に保育環境下に置いていない。
- 保育士等による保育室内及び園庭内の点検を定期的に行っている。
- 定期的に点検していることがわかるものがある。
- 問題のある玩具や用具の改善を行い、職員に周知し、情報を共有している。

26-3 児童の安全確保（事故防止）

観 点	評価事項
こどもの食事に関する情報等を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。	*窒息のリスクとなるものを除去していること。 • こどもの食事に関する情報や当日のこどもの健康状態を把握しているか。 • 過去に誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことにしているか。

〔根拠法令等〕 「児童福祉行政指導監査の実施について（通知）」別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(5)

26-4 児童の安全確保（事故防止）

食事の介助をする際の注意として…



Point 食事の介助をする際に注意すべきポイント

- ・ ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意志に合ったタイミングで与える。
- ・ 子どもの口に合った量で与える（一回で多くの量を詰めすぎない）。
- ・ 食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意する）。
- ・ 汁物などの水分を適切に与える。
- ・ 食事の提供中に驚かせない。
- ・ 食事中に眠くなっていないか注意する。
- ・ 正しく座っているか注意する。

誤嚥・窒息につながりやすい食べ物の調理について

○給食での使用を避ける食材

食品の形態、特性	食材	備考
球形という形状が危険な食材 (吸い込みにより気道をふさぐことがあるので危険) 	プチトマト	四等分すれば提供可であるが、保育園では他のものに代替え
	乾いたナッツ、豆類(節分の鬼打ち豆)	
	うずらの卵	
	あめ類、ラムネ	
	球形の個装チーズ ぶどう、さくらんぼ	加熱すれば使用可 球形というだけでなく皮も口に残るので危険
粘着性が高い食材 (含まれるでんぷん質が唾液と混ざることによって粘着性が高まるので危険)	餅	
	白玉団子	つるつるしているため、噛む前に誤嚥してしまう危険が高い
固すぎる食材 (噛み切れずそのまま気道に入ることがあるので危険)	いか	小さく切って加熱すると固くなってしまう

○果物について

食品の形態、特性	食材	備考
咀嚼により細かくなったとしても食塊の固さ、切り方によってはつまりやすい食材	りんご 	完了期までは加熱して提供する
	梨	完了期までは加熱して提供する
	柿	完了期まではりんごで代用する

重点項目

安全対策の徹底

プール活動・水遊び時、散歩等の園外保育時、
その他保育中の事故防止に配慮しているか。

- ◆各施設で策定した安全計画に基づき、こどもの安全確保に関する取り組みを計画的に行うこと。また、定期的に計画を見直すとともに必要に応じて安全計画の変更を行う。

26-5 児童の安全確保（事故防止）

観 点	評価事項
園外保育時に複数の保育士（うち1人以上は常勤保育士）が対応しているか。 ★POINT★	＊園外保育時に複数の職員（うち1人以上は常勤保育士）が対応すること。 ・携帯電話等による連絡体制を確保しているか。 ・職員はこどもの列の前後（加えて人数に応じて列の中）を歩く、交差点等で待機する際には車道から離れた位置に待機する等のルールを決めて移動しているか。 ・散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおけるこどもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底しているか。 ・目的地への到着時や出発時、引率者以外の職員による帰園後のこどもの人数確認等、見失い・置き去り防止を行っているか。 ・散歩の経路等について、交通量や危険箇所等の点検を行っているか。 ・目的地や経路について事前に安全の確認を行い、職員間で情報共有しているか。 ・園外保育時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施する。
プール活動等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。	＊プール、水遊びを行う場合は、適切な監視体制・指導体制の確保と緊急時への備えを徹底すること。 ・監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者と、プール指導を行う者を分けて配置しているか。

〔根拠法令等〕 「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」

「児童福祉行政指導監査の実施について（通知）」別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(5)

＊安全な園外保育（散歩等）を実施するにあたり、全職員の共通理解や体制づくりを図りましょう。

＊検査では、園外保育（散歩等）の記録を確認しています。

★POINT★

- 出発前・帰園後は、実際の出発・帰園時間時刻等を記入し、園長等の責任者や保育所等に残る職員と散歩に出発する旨・帰った旨を共有しているか。
- 散歩の目的地、ねらい、行程（時間、経路、所要時間）、こどもの人数、**引率者名、帰園後の最終確認等**を記録に残しているか。
- こどもの年齢・人数に応じた職員の配置、位置関係、引率を適切に行うために必要な職員間の役割分担を確認しているか。
- 帰園後、見落とし防止等の観点から、**引率者以外の職員がこどもの最終人数確認を行っているか。**

＊園の状況に応じ、必要があれば、散歩マニュアルやチェックリスト、お散歩マップ、緊急時の連絡先一覧等を作成するとともに、定期的な見直しを行ってください。

＊園外活動時のみならず、園舎内外における園児の見落とし等は、事故に至る危険性のある事態であるため、日頃より、こどもの安全確保に留意してください。

〔参考〕「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」

★POINT★

＊検査では、**監視者の記録**を確認しています。

□プール・水遊びを行う場合は、監視者をたてているか。

□監視を行う者とプール・水遊び指導を行う者を分けて配置しているか。

□監視者が明確にわかる記録を作成しているか。（日案、プール日誌、保育日誌等）
（役割：監視を行う者とプール・水遊び指導を行う者/担当者名を明記する。）

◆プールや水遊び時は、事故のリスクが高い場面です。

監視を行う者＝全体を見る
監視に専念する。



プール・水遊びの指導を行う者

26-6 児童の安全確保（事故防止）

観 点	評価事項
児童の送迎は保護者等が行うよう周知を徹底しているか。	＊児童の送迎は送迎時における児童の安全確保上、原則として保護者等が行うべきことを保護者に徹底すること。 ・外部からの出入りを確認しているか。 ・保護者以外の者が迎えに来る場合、その都度確認をしているか。
自動車への乗降車時に、園児の所在を確認しているか。	＊児童の施設外での活動、取組のための移動、その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼等により、児童の所在を確認すること。 ・自動車への乗降車の際に、児童の所在確認をしているか。

〔根拠法令等〕 「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」

「児童福祉行政指導監査の実施について（通知）」別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(5)

重点項目

安全対策の徹底

事故発生時の対応等が適切に行われているか。

26-7 児童の安全確保（損害賠償、事故発生時の対応）

観 点	評価事項
【区】 損害賠償保険に加入しているか。	＊損害賠償保険に加入していること。 ・損害保険に加入することによって、事故に対する補償について万全を期しているか。
事故発生時、適切に対応しているか。	＊事故発生時、適切に対応を行うこと。 ・こどもの状態等に応じて、保護者に連絡しているか。 ・適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っているか。 ・看護師等が配置されている場合は、その専門性をいかした対応を図っているか。 ・保護者へは、緊急時には早急また簡潔に要点を伝え、事故要因等については、改めて具体的に説明しているか。
報告対象となる事故を区市町村に速やかに報告しているか。 【区】 区に事故報告書を提出しているか。	＊事故報告を行うこと。 ・死亡事故、意識不明事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故、感染症もしくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じた場合、迷子、置き去り、連れ去り等が発生し、又は発生しかけた場合、その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案が発生した場合には、市区町村に報告しているか。 ＊区に別記7号様式で事故報告書を提出すること。 ・児童に事故があった時には、速やかに事故報告書(別記第7号様式)を区に報告しているか。

〔根拠法令等〕 「大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」 第32条
「特定教育・保育施設における事故発生時の事項報告書の提出について」

26-8 児童の安全確保（損害賠償・事故発生時の対応）

大田区	東京都	国（厚生労働省）
1. 施設での怪我等 2. 迷子（見失い）、置き去り、連れ去りなど ★POINT★ ＊【迷子（見失い）、置き去りは、園内で発生しても「事故」になります。】 3. その他、児童の生命または心身に重大な被害が生じる事故につながるおそれがある事案（児童への暴力、わいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。）が発生した場合 4. 食物アレルギー関連（発症の有無に関わらず施設の不注意で誤飲食があった場合） 5. 食物アレルギー発症（施設及び保護者が把握している以外で発症した場合） 〔根拠法令等〕 「特定教育・保育施設における事故発生時の事故報告書の提出について」	1. 感染症もしくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じたとき 2. 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し、又は発生しかけた場合 3. その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案（児童へ暴力やわいせつ行為等の事案があると思慮される事案を含む。）が発生した場合には、区市町村の主管部署に対し、事案の概要及び発生状況、対応等を迅速に報告すること 4. 1から3に係る事案が発生した場合には再発防止等に役立てるため、経過を記録するとともに施設全体で振り返りを行い、速やかに再発防止策等を講じるとともに、その内容を区市町村の主管部署に報告すること 〔根拠法令等〕 「教育・保育施設等における事故発生時の対応について」	1. 死亡事故 2. 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの） 3. 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故 〔根拠法令等〕 「教育・保育施設等における事故の報告等について」

◎保育施設等において、死亡事故等の重大な事故が発生した場合、都道府県又は市町村（特別区含）による教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証委員会を開催し、事実関係の把握を行い死亡又は重大な事故にあったこともやその保護者等の視点に立って必要な再発防止策を検討する。
（「教育・保育施設における重大な事故の再発防止のための事後的な検証について」別紙）

27 保護者に負担させることが適当でないもの

*保護者に負担させることが適当と認められないもの及び区が法外援護費で相当額全額を補助しているものは、以下のとおりです。現時点で判明している項目(制限列挙)

- 0歳児～2歳児までの連絡帳
- 昼寝用の布団、上掛け、毛布等
(ただし、シーツ・布団カバー類、タオル、タオルケットを除く)
- 給食用食器（コップ、箸、スプーン等を含む）
- 哺乳瓶
- 台布巾
- 個人のもので持ち帰れない文房具、絵本等（共用の糊など）
- 紙オムツの廃棄費用
- 給食費
- 延長保育の補食費

〔根拠法令等〕 「大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」 第13条
「私立認可保育園における保護者からの実費徴収等について（通知）」